

減免対象要件一覧内規(博物館・松代文化施設等管理事務所・少年科学センター)

2008/1/1 施行

対 象 要 件	区分	減免対象者	減免手続
市内の小中学校・市立高校が学校行事で利用する場合	市内	児童・生徒・引率者	減免申請書の提出
PTA・地域の育成会が社会活動や教育活動で児童・生徒を引率して利用する場合		児童・生徒・引率者	
市立公民館(地域公民館を除く)が公民館事業で利用する場合		公民館事業参加者・引率者	
市の事業の一環で利用する場合		参加者・視察者・引率者・担当課職員	
児童福祉施設及び社会福祉施設が事業の一環で利用する場合(児童センター・児童館・知的障害者援護施設・身体障害者更生援護施設・障害者共同作業訓練施設・生活寮・デイサービスセンター・養護老人ホーム・介護老人保健施設など)		児童・生徒・入居者・施設利用者・引率者・介護者	
特別支援学校(盲学校・ろう学校・養護学校等)、特別支援学級が学校行事で利用する場合	市内	児童・生徒・引率者	手帳の提示
身体障害者手帳等の交付を受けた者が利用する場合		<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている者 ・精神障害者福祉に関する法律第32条の規定による通院医療費の公費負担に係る患者票の交付を受けている者 ・上記対象者に必要と認められる介護者又は引率者 	
報道関係者が取材活動で利用する場合	市内 市外 共通	報道関係者	個別に対応
学芸員や研究者が学術研究や調査のために利用する場合		学芸員・研究者	
旅行業者、学校関係者が下見のために利用する場合		旅行業者・学校関係者	
旅行業関係者が添乗する場合		バス乗務員・タクシー運転手・旅行業者	
幼稚園・保育園・小中学校・高校・大学が遠足・社会見学・研修で利用する場合		引率者	
教育委員会が特別な理由があると認めた場合		教育委員会が認める者	